

別紙

平成 12 年 7 月 3 日付課法 2-10 ほか 3 課共同「法人の青色申告の承認の取消しについて」（事務運営指針）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>1 帳簿書類を提示しない場合における青色申告の承認の取消し (取消事由の該当条項)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(取消通知書の記載事項)</p> <p>(2) 青色申告の承認取消通知書に記載する取消事由は、例えば「<u>自</u> <u>令和〇年〇月〇日至令和〇年〇月〇日</u>事業年度分の法人税の調査に関し必要がありましたので、<u>令和〇年〇月〇日</u>、…同月〇日及び同年〇月〇日の〇回にわたり、当税務署の調査担当職員が<u>貴法人</u>の本店事務所において<u>貴法人</u>代表取締役〇〇〇〇に帳簿書類の提示を求めたところ、その提示がありませんでした。このことは、青色申告に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が法人税法第 126 条第 1 項に定めるところに従って行われていないこととなります。したがって、法人税法第 127 条第 1 項第 1 号に該当しますので青色申告の承認を取り消します。」のように、取消しの基因となった事実を具体的に記載する。</p> <p>(取消処分後の帳簿書類の提示)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>2 税務署長の指示に従わない場合における青色申告の承認の取消</p>	<p>1 帳簿書類を提示しない場合における青色申告の承認の取消し (取消事由の該当条項)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(取消通知書の記載事項)</p> <p>(2) 青色申告の承認取消通知書に記載する取消事由は、例えば「<u>自</u> <u>平成〇年〇月〇日至平成〇年〇月〇日</u>事業年度分の法人税の調査に関し必要がありましたので、<u>平成〇年〇月〇日</u>、…同月〇日及び同年〇月〇日の〇回にわたり、当税務署の調査担当職員が<u>貴社</u>の本店事務所において<u>貴社</u>代表取締役〇〇〇〇に帳簿書類の提示を求めたところ、その提示がありませんでした。このことは、青色申告に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が法人税法第 126 条第 1 項に定めるところに従って行われていないこととなります。したがって、法人税法第 127 条第 1 項第 1 号に該当しますので青色申告の承認を取り消します。」のように、取消しの基因となった事実を具体的に記載する。</p> <p>(取消処分後の帳簿書類の提示)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>2 税務署長の指示に従わない場合における青色申告の承認の取消</p>

改 正 後	改 正 前
<p>し (省略)</p> <p>3 <u>隠蔽又は仮装の場合等における青色申告の承認の取消し</u> (青色申告の承認を取り消す場合)</p> <p>(1) 青色申告の承認を受けている法人につき、次のいずれかに該当する場合には、(5)の場合を除き、法第 127 条第 1 項第 3 号の規定によりその該当することとなった事業年度以後の事業年度について、その承認を取り消す。</p> <p>イ 無申告のために所得金額の決定をした場合又は所得金額の更正をした場合において、その事業年度の当該決定又は更正後の所得金額（以下「更正所得金額」という。）のうち<u>隠蔽</u>又は仮装の事実に基づく所得金額（以下「不正所得金額」という。）が、当該更正所得金額の 50%に相当する金額を超えるとき（当該不正所得金額が 500 万円に満たないときを除く。）。</p> <p>ロ 欠損金額を減額する更正（所得金額があることとなる更正を含む。）をした場合において、その事業年度の当該更正により減少した部分の欠損金額（所得金額があることとなる更正の場合にあっては、当該所得金額を加算した金額）のうち<u>隠蔽</u>又は仮装の事実に基づく金額（以下「不正欠損金額」という。）が、当初の申告に係る欠損金額（所得金額があることとなる更正の場合にあっては、当該所得金額を加算した金額。以下「申告欠損金額」という。）の 50%に相当する金額を超えるとき（当該不正欠損金額が 500 万円に満たないときを除く。）。</p> <p>ハ 帳簿書類への記載等が不十分である等のため、法第 131 条</p>	<p>し (同左)</p> <p>3 <u>隠ぺい、仮装等の場合における青色申告の承認の取消し</u> (青色申告の承認を取り消す場合)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>イ 無申告のために所得金額の決定をした場合又は所得金額の更正をした場合において、その事業年度の当該決定又は更正後の所得金額（以下「更正所得金額」という。）のうち<u>隠ぺい</u>又は仮装の事実に基づく所得金額（以下「不正所得金額」という。）が、当該更正所得金額の 50%に相当する金額を超えるとき（当該不正所得金額が 500 万円に満たないときを除く。）。</p> <p>ロ 欠損金額を減額する更正（所得金額があることとなる更正を含む。）をした場合において、その事業年度の当該更正により減少した部分の欠損金額（所得金額があることとなる更正の場合にあっては、当該所得金額を加算した金額）のうち<u>隠ぺい</u>又は仮装の事実に基づく金額（以下「不正欠損金額」という。）が、当初の申告に係る欠損金額（所得金額があることとなる更正の場合にあっては、当該所得金額を加算した金額。以下「申告欠損金額」という。）の 50%に相当する金額を超えるとき（当該不正欠損金額が 500 万円に満たないときを除く。）。</p> <p>ハ (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(法第 147 条において準用する場合を含む。)の規定による推計によらなければ適正な所得金額の計算ができないと認められる状況にある場合</p> <p>(注) 法第 127 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に該当する場合には、この基準にかかわらずその承認の取消しをするのであるから留意する。</p> <p>(修正申告等があった場合の取消し)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(更正所得金額等)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(再更正を行った場合の取消基準の適用)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(適正申告の申出等があった場合の取消しの見合せ)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(2 期以上同時処理の場合の取消基準)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(取消年度前の事業年度の青色申告の取消し)</p> <p>(7) 青色申告の承認の取消しをした後において、更にその取消しをした事業年度前の事業年度について(1)のイからハまでに掲げる</p>	<p>(注) (同左)</p> <p>(修正申告等があった場合の取消し)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(更正所得金額等)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(再更正を行った場合の取消基準の適用)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(適正申告の申出等があった場合の取消しの見合せ)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(2 期以上同時処理の場合の取消基準)</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(取消年度前の事業年度の青色申告の取消し)</p> <p>(7) 青色申告の承認の取消しをした後において、更にその取消しをした事業年度前の事業年度について(1)のイからハまでに掲げる</p>

改 正 後	改 正 前
<p>場合に該当することが明らかになったときには、その明らかになった事業年度に<u>遡</u>って当該事業年度以後の事業年度についてその承認を取り消す。</p>	<p>場合に該当することが明らかになったときには、その明らかになった事業年度に<u>さかのぼ</u>って当該事業年度以後の事業年度についてその承認を取り消す。</p>
<p>4 無申告又は期限後申告の場合における青色申告の承認の取消し (省略)</p>	<p>4 無申告又は期限後申告の場合における青色申告の承認の取消し (同左)</p>
<p>5 相当の事情がある場合の個別的な取扱い</p> <p>青色申告の承認の取消しは、青色申告制度の趣旨から真に青色申告書を提出するにふさわしくないと認められる場合に行うものであるから、次に掲げる事情があるものについては、3(1)若しくは(5)又は4にかかわらず、所轄国税局長と協議の上その事案に応じた処理を行うものとする。</p> <p>① 3(1)により青色申告の承認の取消しをすべき事実がある場合(3(5)によりその取消しをしない場合を除く。)又は4に該当する場合においても、役員その他相当の権限を有する地位に就いている者が知り得なかったこともやむを得ないと認められるなどその事実の発生について特別な事情があり、かつ、再発防止のための監査体制を強化する等今後の適正な記帳及び申告が期待できるなど、取消しをしないことが相当と認められるもの</p> <p>② 3(1)若しくは4に該当しない場合又は3(5)に該当する場合においても、二重帳簿を作成する等の方法により計画的に取引の一部を正規の帳簿に記載していない、直前の調査において3(5)の申出等を行った後も引き続き取引の全部又は一部を<u>隠蔽</u>し、又は仮装して帳簿書類を作成している、3(1)又は(5)の取消しに係る形式</p>	<p>5 相当の事情がある場合の個別的な取扱い (同左)</p> <p>① (同左)</p> <p>② 3(1)若しくは4に該当しない場合又は3(5)に該当する場合においても、二重帳簿を作成する等の方法により計画的に取引の一部を正規の帳簿に記載していない、直前の調査において3(5)の申出等を行った後も引き続き取引の全部又は一部を<u>隠ぺい</u>又は仮装して帳簿書類を作成している、3(1)又は(5)の取消しに係る形式</p>

改 正 後	改 正 前
<p>基準を回避するために当該基準を僅かに下回る過少申告を毎事業年度継続して行っている等、当該法人の帳簿書類の記録の状況、申告書の提出状況等からみて法第 127 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定により取消しをすることが相当と認められるもの</p> <p>6 <u>電子帳簿保存法の要件に従っていない場合における青色申告の承認の取消し</u></p> <p><u>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の要件に従っていない場合における青色申告の承認の取消しに当たっては、電磁的記録又は電子計算機出力マイクログラフの備付け又は保存の程度（電磁的記録に代わる書面等による備付け又は保存の有無とその程度を含む。）、今後の改善可能性等を総合勘案の上、真に青色申告書を提出するにふさわしいと認められるかどうかを検討し、法第 127 条第 1 項の規定の適用を判断する。</u></p>	<p>基準を回避するために当該基準を僅かに下回る過少申告を毎事業年度継続して行っている等、当該法人の帳簿書類の記録の状況、申告書の提出状況等からみて法第 127 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定により取消しをすることが相当と認められるもの</p> <p>6 <u>電子帳簿保存の承認の取消しと青色申告の承認の取消し</u></p> <p><u>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 8 条の規定に基づき電磁的記録による保存等の承認の取消しが行われた場合には、その取消しに伴い同法第 11 条第 3 項の規定により読み替えられた法第 127 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、青色申告の承認の取消しを行うことができることになる。</u></p> <p><u>この場合、取消しに当たっては、電磁的記録に代わる紙等による備付け又は保存（電磁的記録による保存等の承認の取消しに伴う臨時的な出力を含む。）の有無とその程度、電磁的記録の今後の出力と保存の方法、真に青色申告書を提出するにふさわしいと認められるかどうか等</u>を検討した上、法第 127 条第 1 項の規定の適用を判断する。</p>